

# 軽貨物自動車購入仕様書

No 1095

- 1 購入台数 1台
- 2 車種 令和6年度式 軽貨物自動車 4名乗り 5ドア箱型バン  
4WD 4AT (5AGSを除く) またはCVT エアコン付き
- 3 エンジン種別 660cc ガソリンエンジン搭載車
- 4 付属品 (1) フロアマット (前後席荷室まで) 一式  
(2) サイドバイザー (前後 左右) 取付共一式  
仕様がなない場合は前左右のみ可  
(3) FM/AMラジオ 取付共一式  
(4) 三角停止表示板 一式
- 5 文字記入 車体後面に「鹿児島市紋章・鹿児島市」と記入する。  
字体は丸ゴシック、文字色「黒」一字の大きさ  
鹿児島市紋章 6cm 鹿児島市 5cm 角とする。
- 6 塗色 (車体色) 白色
- 7 納入期限 令和 6年12月20日 (金)
- 8 納入場所 桜島農林事務所
- 9 添付書類他 自動車検査証の写し、自動車損害賠償責任保険証明書の写し、  
リサイクル券の写し、各2通  
  
買い換え車両；鹿児島480こ8754

## 10 その他

- (1) 自動車納入については、陸運支局、軽自動車協会等の行う車両検査に合格し新規登録したものであること。

(2) 1年間を保証期間とし、保証期間中は道路運送車両法第48条の定めによる定期点検を受注者の負担により行うものとし、消耗的な部品は発注者の負担とする。ただし、メーカー等において保証期間が定めてある場合は、どちらか長い保証期間を保証期間とする。

(3) 保証期間経過後、あきらかにメーカー側に起因する不都合箇所が発生した場合は、受注者は無償にて取り替え、または修理を行うものとする。

(4) 新規登録、及び納入検査に要する諸費用及び手数料は全て受注者の負担とする。ただし自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料金は発注者の負担とする。

(5) 自動車納入についての陸運支局、軽自動車協会等への登録について。

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| ① 使用者の氏名または名称 | 《鹿児島市》            |
| ② 使用者の住所      | 《鹿児島市山下町11番1号》    |
| ③ 所有者の氏名または名称 | 《鹿児島市》            |
| ④ 所有者の住所      | 《鹿児島市山下町11番1号》    |
| ⑤ 使用の本拠の位置    | 《鹿児島市桜島藤野町1439番地》 |

※上記記載の名称、住所等については発注課と確認のうえ、自動車検査証（申請書）に記載のこと。

(6) 自動車納入に際し下記の廃車登録等に関する全ての手続きを行うものとする。費用は受注者の負担において行うものとし陸運支局、軽自動車協会等の発行する（一時抹消登録証明書、又は自動車検査証返納証明書）等の原本を提出すること。

#### 記

鹿児島480こ8754（車両ナンバー）

11 その他不明な点及び、詳細については担当者と協議すること。

担当：桜島農林事務所 山中 電話293-2349